

局、本人の申請を待つとか、願い出を待つとか、いうことでありますけれども、もう原則として免除するという規定を置いておけば、かえつて事務局としての手数も省けますし、受験生のためにもそれがよいのではないかと、いうように私は考えております。のみならず、筆記試験免除を申請しない者の中には、あるいは病気のために翌年は受験できない、というような気の毒なものもあるのでありますから、むしろ原則的には免除するのだということにして、申請を例外的に規定するというのが私は本筋だと考えておりますが、その点に関して重ねて御意見をお伺いいたします。

○説明員(津田実君) 司法試験につきましては、毎年それぞれ出願をいたしました者につきまして試験を施行しております。その受験出願をいたしますときに、別に用紙を一枚つけます。前年度に合格しているから免除せられたいという用紙を一枚つけるだけの実際は手続に記載する、というだけの事柄になつておるわけであります。非常にその点は簡便にいたしており、特別の手続等はいたしまつておるわけであります。でありますから、受験願書を出す者にとりましては、ほとんどまあ、ただ別紙に記載する、というだけの事柄になつておるわけであります。非常にその点は簡便にいたしており、特別の手続等はいたしまつておるわけであります。その意味においておきまとすると同時に、自動的にいたしますことになりますと、何も書かない者について自動的にいたすといふことになりますと、前年度の合格者につきましては、いわゆる同姓同名といふようなものも最近出で参つておりますので、いろいろ問題が出て参りますので、本人がはつきり申請をした人について免除をするということが事務的には非常に確実になるということ、

まあ御本人に対しても、それほどの手数ではあるまいというふうに考えておられる次第であります。

○大川光三君 ただいまの、申請手続は、最高裁事務総長、法務事務次官、日弁連代表の三人で構成されておりますが、第二次試験が学問及び大学教育と密接な関連を有するばかりではなく、管理委員会が試験科目の範囲にタッチする仕事をすることから、すなはち第六条第四項の規定から考えまして、管理を一そら適正にするため、管理委員会に大学の代表者を入れることが好もしいと存じますが、当局のその点に関する御所見を伺いたいと存じます。

○説明員(津田実君) 次回の司法試験における筆記試験を免除する。ということになつておりますので、その次回に、まあ通常翌年施行されるわけであります。その翌年限りということもなつております。そこで、本人がもろん筆記試験を免除されるわけですか、やはり不合格になると同時に、筆記試験の施行中病気であるといふようなことはむろん問題にならないわけでございますが、口述試験の際に病気の理由によつて出席できない者はやはり不合格になると同時に、筆記試験の免除は次の年は行われない、こういふことになるのが現行法でございまして、筆記試験を免除されるわけではありません。その試験当日病気であれば、これはどうしても翌年また受けざるを得ないというような法制になつております。口述試験のみにおいてその特例を設けるのはいかがかと思ひますので、現在では、このよろんな法律になつておられます。

○大川光三君 その点は、特に受験者の利益のためにお考おきを願いたいと存じます。

○説明員(津田実君) ただいま仰せの点でございますが、これは、今回の衆議院の本法案の御審議の際におきます法務委員会の附帯決議にもその御趣旨がござります。御趣旨につきましては、十分検討いたしたいと存じます。

○説明員(津田実君) ただいま御指摘の点でございますが、短答式による試験を採用すると、どうことと、大学在学生の受験を容易にするということとは、直接の関連はないでござります。大学の受験生の受験を容易にする点は、主として試験科目及び試験科目の範囲の問題でございまして、御承知のように、現在の新制大学におきましては、一般教養科目は前二か年、専門科目は後二か年、合計四か年の授業年限になつておられます。今度は第一次、第二次試験の筆記試験の中に短答式と論文式と分けまして、短答式についても否否を決定するということにいたす行わないと、論文の審査が精密になりかねますので、そういう技術上の問題もございまして、今回短答式を正式に採用することになった次第であります。

○北村暢君 もう一つ。非常にしろうとの質問のようになるのですが、この試験で、今申したような形にやりますと、受験科目の選定の問題その他で考慮されたということはわかるのですが、この試験の特性といいますか、国家試験はこの試験しかないわけですが、非常に長い間かかる受験している方々が必ずぶんおるわけでござります。それで、新制のそらいう大学出の学生に適応するような方向に漸次切りかえていくという考え方はわかるのですが、一気に切りかえていくといふと、やはり経過的に言つて、従来この試

験に希望をつないでいる人、こういう人が相当やはり科目の選定その他について変えなければならないということが起つてくるのだが、しかも、そういう人は、だいぶ経験も積んできて、非常に苦勞をして受験をしてきている人たちだと思うのですが、そういう人のための考慮といふものがどういうふうに払われておるのか、ちよとお伺いしたい。

○説明員(津田実君) ただいま御指摘の点でございますが、この法律案は、施行期日を昭和三十六年一月一日からといたしております。でありますから、現実には昭和三十六年の六、七月のころ、あるいはそれより少し早くなるかも知れませんが、少くとも四月以降に予定される司法試験から施行されるわけでございまして、昭和三十四年、三十五年と、二カ年は現行制度で行くわけです。その間と三十六年とにおきまして科目等につきまして変つくるわけですが、現在多年受験をしておる人はその範囲でなるべく合格をするように努力していくだくといふことが一つあるわけでございます。

るといふことは、耳を塞ぎて通じなくなつたお意じしないのが、司法試験参考委員の選定の仕方の本質であろうといふふうに考えております。現在もその通りの趣旨で運用しているわけでありますけれども、もちろん、改正後におきましては、当然そういう趣旨で運用されるところを考えます。

高田は椅子をそらいう趣旨で運用されると、いふことは当然なことで、御答弁を待つまでもないわけであります

験査査委員一覧表の中には、昭和十七年から三十三年にかけて特定な大学、たとえば防衛大学ですね、これはやはり一つの特定な方式を持つ私どもは大学のように考えられているわけなんですね。そういう方々が繼續して、人文科学の面に大きな比重をもつて、二十七年以降三十三年までこれを継

り一つの偏向性を持つのではないか
という危惧を持たざるを得ない。従つて、私は前段のような質問を申し上げておるわけです。この方が不適任だというのじゃないのですよ。そういう意味で申し上げているのではない。しかし、あまりにも偏しているのではないかといふことが一つ。もう一つは、司法修習生の研修所の講師の問題になるのですが、これは相当配慮されているんだろうと思ひますが、巷間聞くところによると、官学と私学のやはり差別待遇といふのは、何も法曹界だけにあるのじゃなくして、やはり一般の社会の中にも、官学尊重ということは今日なおもつてあるわけなんですね。また、官学が尊重される理由もまたあるかもわかりませんが、やはり司

法研修所の教官の方々の出身学校を見たいたしますと、がぜん東大が多いのです。言うなれば、東大闇でなければ出世の道はないということになれば、やはり試験の方法を幾ら変えたって、こういうような底に横たわる風雲というのも逐次是正するといふことになります。寒状については、私は全くしらうとでわかりません。ただ姿勢を拵見してそういうことを思うことができないのじやないかといふような事をするのです。寒状についても、私はもうとの耳にも入れられる機会も実はあるので、こういう質問をしているわけなんですがね。

司法部内の人の出身学校の構成も
てくるのじやないかというふうに
ておる次第でございますが、重ね
し上げておきたいと思いますのは
判官あるいは検察官の間におきま
は、やはり仕事の性質から言
て、さようなものは私はないと確
たしておる次第でございます。

○委員長(野本品吉君) では次に
回に引き続きまして、昭和三十四
年の法務省関係予算について調査を
ます。前回概算要求の概要につきま
て説明を聽取したのでありますがあ
る年度の予算に新しく要求されてお
す総合刑事政策研究所の設置計画
さまして、この際説明を聽取して
たいと思います。

○説明員(神谷尚男君) 法務省と
しまして、明年度の予算要求にお
いて、新たに総合刑事政策研究所
に關する経費を要求いたしております。
であります。この点につきましては、
前回の委員会におきまして、大沢部
長から、その必要性等について、
で触れて説明しておるのであります
が、若干それに敷衍いたしまして、
から御説明申し上げたいと存じます。
國の犯罪対策としましては、や
犯罪を撲滅すると申しますか、絶
ないと存するのであります。現状
おきましては、諸統計が示します
に、特に少年犯ということが現状
では、たとえは強姦、強制わいせつ
の性犯罪は、戦前の約二十倍に上
げております。

、裁
考
え
て申
まし
て申
信い
きます
る体制としましては、警察
検察、裁判、行刑あるいは保護、
それぞれの各機関がこれを担当して
いるのであります。それぞれの立
ててんでんばらばらに、いわば腰だ
式とでも申しますような対策しか行
っておらず、そこには、総合性とか
学性といふものがあまり認められな
りません。今ままで申しますと、む
ろ無力な現状にあるともいわれる
感じがいたしております。

ういうことからいたしまして、必ず
もその威力を發揮していないと、む
ろ無力な現状にあるともいわれる
感じないかと思うんであります。が、
ういう意味におきまして、各機関が
当しておりますその施策といふもの
総合性、協調性を与える、あるいは刑
政策において科学性をもたらすとい
ふことがきわめて必要でないかと考え
ております。犯罪に対する対策と
ましては、この犯罪のよつて生じ
たところの原因といふものを正しくな
ります。が、現在におきまして、この犯
罪の原因といふものがどういうふうに
考えられているかといいますと、その
見受けられる、まあ科学性といふもの
がそこに見当らないのではないかとい
うふうに考えられるのであります。犯
罪原因といふものを科学的に探求し

そこで、この犯罪原因を科学的に把握して、これに對して適切な対策を立てるということを考えていかなければならぬのでありますけれども、この犯罪と申しますのは、いわば反社会的性格を備えた人間が正常な社会生活に適応し得ない一つの病理的な現象であります。その社会的不適応性とでも申すものが犯罪の主因となるのでありますけれども、その犯罪の原因といふのは、この犯罪者の素質、環境といつたものが複雑に錯綜しているのであります。それで、その要因を分析しまして、相互の関係を測定、解明していく。いためには、単に常識とか直観とか、あるいは惰性といったものでは十分になし得ないものであります。これにはたとえば社会学なり心理学なり、あるいは精神医学なり、あるいは統計數理の學問なり、こういうものを借りてこなければならぬのであります。そういう基礎的な犯罪学とでも申しますか、そういうものが現在わが国におきましては必ずしも発達しておりません。そのため、犯罪原因といふものを正しく把握するということがまだ十分でないのです。従いまして、その対策といふのも十分立て得ないということになつてゐるのあります。

これを最近起りました事例で御説明申し上げますならば、しばらく前、小

松川の女子高校生を殺した事件が起きたことは、御承知の通りと存じます。が、その犯人であるこの少年は、問題の犯行前に、すでに十五、六のころから、四回にわたって窃盜を犯して、警察につかまっているのであります。しかし、いわゆる科学的な眼を持たない刻下の機関は、その犯人の潜在的な凶悪性と申しますか、犯罪性と申しますか、そういうものを見破ることが必ずしもできなかつたのであります。家庭裁判所は、初めの三犯に対しましては、不処分とか審判不開始といった最も軽い処分をして、直ちに釈放しておりますが、四犯目に至りまして、やつとまあ保護観察という処分に付されたのでありますけれども、保護観察官は、この少年が表面的には善良のよう見えましたために、その成績は良の評点を与えていたといふことになつたのであります。ところが、これに対しまして、その環境なりその生活なりを調査して、これを科学的に判断いたしますならば、その少年の犯罪的傾向といふものは、顯著に見られたのではないかと思われるのです。先般ここで係官が御説明申し上げましたグリュック式の犯罪予測表といふものに犯罪と、いふものを見直すといふことがなければならないのです。が、現状におきましては、警察にしろ、裁判にしろ、あるいは行刑、保護の関係にしろ、ほとんど常識あるいは直觀、あるいは従来のしきたり、慣性といつたもので行われております。い

わめる犯罪対策としての意欲というものがそこには全然うかがえない。これは、今こうになつてそういうことに気がついたのかといふあるいはおしかりがあるのかもわかりませんけれども、とにかく現状におきましては、そういう諸機関の間に総合性も十分なれば、また科学的ないわゆる目というものが持たれていないといふことが、これは事実そのままの姿であります。犯罪がすでに起りまして、その結果において社会に与える損害あるいはこれに對処する國家の諸費用、そういうものを考えてみますならば、それはきわめて莫大なものであります。これを何とか未然にできるだけ防止することがであります。その意味におきまして、できるだけ犯罪を未然に防止し、その方が好ましいということは、言ふを得ないところであらうと考えられるのであります。その意味におきまして、たなづきを待つことには早期発見をし、あるいはその者に対し早期の治療を施すといふような考え方、あるいはすでに犯罪が生じてしまった後におきましては、本人に対し適切な矯正保護の措置を講じ、社会復帰に役立たしめる措置を講ずるということが必要なのであります。が、そういうといふいろいろな技術の面も、わが国におきましてはまだ十分と言えないと思われるのです。たとえば、刑務所に収容しましても、その刑罰の効果といふものがどの程度發揮されおるかといふ効果の測定といふことも、いまだに十分に解明されていないのじゃないかといふよくなことを

も考えられるのであります。
そこで、この研究所におきましては、一体どういうことをするのかといふことがあります。詳しく述べておきますが、先日お手元にお配り申し上げました事業計画などでごまかく触れておるのであります。ここにおきまして簡単に申し上げますならば、刑事政策の學問についての最高水準の頭脳をできるだけどこに集めまして、内外の理論のそしやく、研究、吸収ということをさせ、あるいは犯罪の実態を組織的に解明し、あるいは刑罰の実証的効果を測定されるといったような方法におきまして、わが国の社会的背景と国民性に最も適合した犯罪防止対策を立てようということです。各省におきましては、必要な研究機関がそれぞれあるのであります。たとえば、文部省では、統計整理の研究所とか、教育研究所とか、あるいは厚生省では、人口問題研究所とか、精神衛生研究所とか、それぞれございますが、法務省におきまして、法務行政の根幹となる点についての科学的研究を担当する研究所といふものは現在においてないのです。のみならず、わが国の大学におきましても、犯罪といふものを科学的に研究する研究機関といふものはございません。また、この刑事政策を専門的に研究する刑事学に関する専門講座、専任の教授も、現在わが国の大半に、少くとも国立の大学には置かれていないという現状であります。犯罪に対する科学的研究といふようなものにつきましては、わが国においてはきわめて未発達であるといふことが言えるのでござい。諸外国におきましては、本日

お手元に差し上げました表をどらんいただければおわかりいただけるかと思いますが、諸国におきまして、それぞれ相当の規模のこれに闇する研究所を持つて、この社会を内からむしばむところの犯罪といふものに対し熱心に研究いたしておるのであります。法務省といたしましては、刑事に関する法務行政、それをも十分この効果を發揮せしめるという立場に立ちまして、ぜひこの研究所の実現を希望いたしておるのをございます。その詳しいことは、先日お手元にお配り申し上げましたところによつて御承知いただきたいと思うのであります。その機構、事業計画等は、そこにしたるされた通りであります。ただ、これに対する予算総額が三千五百万円であるということに対しまして、むしろそんなわずかな費用で何ができるかといふ、逆の面のおしかりといひますか、勉励といひますか、そういうものをいただいておるのであります。まあわれわれとしましては、一步々々築いていきたい、着実なものを見つ一つ築き上げていきたいといふ意味で、はなはだ僅少といえば僅少な予算額でございますけれども、まず明年度はこれをもつて発足いたしたい、かように考へて、この程度の予算の要求にとどめた次第でござります。

○高田なほ子君 御説明いただきましてよくわかりました。人員は大体四十三名という規模で今度出発するわけですね。そういうことになりますね。

○説明員(神谷尚男君) 現在の予算要求の人員はその通りでございます。

○高田なほ子君 資料を今いただいて、これをよく調べるわけにいかなかつたのですが、第二表のグリュック犯罪学研究所、これはアメリカの組織のようですが、ここの人員は、四十五名でこうやられていますね。今度出発するのは四十三名で、大体人員規模は、アメリカのグリュック犯罪学研究所の部と人員の面では大体そう違いはないさうですが、参考のために聞きたいのですが、グリュック研究所あたりでは、年間運営ですね。日本は今度初めてできるので、予算的に見ても、ずいぶん三千万円と少いわけですが、このグリュック研究所あたりでは、年間どのぐらいの予算が使われるものでしようか。御存じでしたら……。

○説明員(神谷尚男君) このグリュックの犯罪学研究所は、アメリカのハーバード大学において、グリュック博士が犯罪学の研究を推進するために、個人の學問上の研究を推進するために、フォード財團が後援して作られたものだということをございまして、従いまして、國としての予算は全然つぎ込まれておらないと聞いております。従つて、どつちかと申しますと、個人的な色彩が強い研究機関であるということとございまして、その程度の個人的な

研究機関でも四十数名の研究員がいるということが、一つ着目されなければならぬと思うのであります。その一年間の予算の総額は、大体人件費を除きまして五万ドル、フォード財團から援助を受けておるというよろしく聞いております。

○高田なほ子君 人件費を除いて……。

○説明員(神谷尚男君) はあ。

○高田なほ子君 この三千五百万というのは、人件費も含まれてのことですか。

○説明員(神谷尚男君) その通りでござります。

○高田なほ子君 これ、人件費も含まれて三千五百万円というと、これは援護する意味で言つておるのであります。あらを拾う意味じゃないですよ。人件費を含めて三千五百万円の予算として、実際はいろいろ事業計画の中にはうんといふことが書かれているわけですね。私どもも、これを見まして、まさに意を強くするわけなんですが、人件費を除くと、あの残った予算で、

今年度はおもにどういふようなことをおやりになるつもりですか。

○説明員(大沢一郎君) まことにわれわれといたしまして、われわれのお願いしたいことを聞いていたいた感じがいたしますて、心強く感ずる次第でございます。何分にも初年度でございまますのと、大体三千五百万円のうち約半額が人件費、あと半分が事業費といふことになります。何分にもわざ四五十何名でスタートいたしますの

で、実際の実地的な調査等は、幸い法務省の付設機関として設置いたしますので、刑務所、少年院あるいはまた検察院、保護観察所といふようならぬとあります。それ

それが平素の事務を行なつておりますので、その方に連絡をとりまして、実際の実証的な事実の調査をお願いいたしまして、主として研究所の予算には、外から来て、実際上の一つのケースについての照会でござりますとか、あるいは統計でござりますとかは、法務省所管のさうの機関がござりますので、それらの力を借りまして、従いまして、言いかえますれば、それらの方の費用も事実上は、結論としてはそちらに生き得ると、かように考へるわけでありま

すが、仕事はこの金額以上のことをし得ると、かのように考へるわけあります。なおまた、この実績を得まして、今度はなお充実したい、かように存する次第でござります。

○高田なほ子君 今のお話承ると、この仕事に期待するわけですが、予算の面から言つてもはなはだ僅少で、大へん失礼な申し上げようですが、今のが御答弁の通りに、予算以上の仕事をなさるというお悟悟のほどはわかるのですがけれども、そのことのために、関係機関に屋上屋を重ねるような、仕事の負担が、研究所ができるために、研究所のために、この仕事を頼むこの仕事を頼むということになると、今までやつておられるようないふうな形で実施していきたい、か

なります。なさつて、その上で検察を行われるわなに思はざるを得ないのではありません。ところが、それをわれわれが持つたて、横の関連性といふことで、主として研究所の予算には、外から来て、実際上の一つのケースについての照会でござりますとか、あるいは統計でござりますとかは、法務省所管のさうの機関がござりますので、それらの力を借りまして、従いまして、言いかえますれば、それらの方の費用も事実上は、結論としてはそちらに生き得ると、かのように考へるわけでありまして、それが少年院に流れでどうなるか、少年院では、検察院の調査します。それをおわれわれ全体で研究いたしましたが、少年院が今度は保護観察所に参ります。そうすると、保護観察所の調査項目になつておるのであります。それが少年院に流れでどうなるか、少年院から出てきた少年が今度は保護観察所に参ります。そこで、その研究の成果といふのを、いかがなものかといふのを、いかがな

なさつて、その上で検察を行われるわなに思はざるを得ないのではありません。ところが、それをわれわれが持つたて、横の関連性といふことで、主として研究所の予算には、外から来て、実際上の一つのケースについての照会でござりますとか、あるいは統計でござりますとかは、法務省所管のさうの機関がござりますので、それらの力を借りまして、従いまして、言いかえますれば、それらの方の費用も事実上は、結論としてはそちらに生き得ると、かのように考へるわけでありまして、それが少年院に流れでどうなるか、少年院では、検察院の調査します。それをおわれわれ全体で研究いたしましたが、少年院が今度は保護観察所に参ります。そこで、その研究の成果といふのを、いかがな

なさつて、その上で検察を行われるわなに思はざるを得ないのではありません。ところが、それをわれわれが持つたて、横の関連性といふことで、主として研究所の予算には、外から来て、実際上の一つのケースについての照会でござりますとか、あるいは統計でござりますとかは、法務省所管のさうの機関がござりますので、それらの力を借りまして、従いまして、言いかえますれば、それらの方の費用も事実上は、結論としてはそちらに生き得ると、かのように考へるわけでありまして、それが少年院に流れでどうなるか、少年院では、検察院の調査します。それをおわれわれ全体で研究いたしましたが、少年院が今度は保護観察所に参ります。そこで、その研究の成果といふのを、いかがな

ていくところに、今の非常に優秀なデパートあたりは成果を上げているわけですが、今日のようになんか少年犯罪の増加の問題なんかは、非常に巷間心を痛める問題でもあり、今後またどのような形で増加するかということについて、これは單に日本だけの現象ではなくて、最近の少年犯罪の増加といふのは世界的傾向のようですがね。おそらく諸外国でもこれに頭を突っ込んで、相当やはりこれは真剣に取り組んでいるんじゃないかと思うので、幸いこういう研究所ができた上には、迅速な研究が実際面に役立つといふような、そういう組織といふものを今後拡充していくかながらないといふような考え方をばく然と今持っているのですが、現在行われている社会現象の中における犯罪に対して、この研究成果がどういうふうな効果を与えるかということについて、何かいい御意見でもあれば聞かしてもらいたいと思うのです。

○説明員(大沢一郎君) ただいまの先生の御意見に対しまして、われわれもその通り賛成でございまして、また、そのつもりでこの研究所も設置したいということにいたしたつもりでおあります。さような意味合いからいいます。そのように、研究と実際の行政施策との一体化ということにつきまして特に配慮をいたしたつもりでおあります。さういために、たまたまも学問的なものでござりますが、所長を事務次官兼任という組織におまかして、この総合科学研究所はあくまでも学問的なものでござります。なおまた、総合事業計画の中にもあ

とまだ刑事局で出した資料を拝見する機会がございませんで、申しかねるのと、この法務の中の事業計画の中には、総合刑事政策協議会といふものを年二十四回開催いたします。つまり月に二回ずつ、この研究所のそれぞれのスタッフのそれまでの研究を持ち寄りまして、事務次官が所長でござりますから、いわゆる次官の統制に服します各所管の局長、部課長という者もこの会に加わりまして、刑事政策研究所の研究の逐次の結論といふものをその協議会で発表してもらいまして、それと、実際の行政施策の責任者である各局長とが討論いたしまして、そこに直ちに次官が所長として決裁して、それを施策に移していくといふような、直ちに理論を実際に移すといふ運営の方法をとつていただきたい、かように考えておるわけであります。

○説明員(神谷尚男君) 御指摘の点、

○説明員(高田なほ子君)

大体推測としての今

とまだ刑事学と申しますか、そういうものがきわめて未発達な段階にござります。つまづいて、社会学、心理学、精神医学とかいったものを、これを犯罪面に応用していくことが十分でございます。

そこで、そのために、それぞれの大学においてそういうことを研究しておられる学者の方々とも相提携していくなければならぬわけがありますが、データはこのわれわれの方の現場にたくさんございますので、これを活用いたしまして、そいつた理論面、基礎的な面をもつてこの研究所の運営が行われる十分に研究していきたい。二つの面をもつてこの研究所の運営が行われる少年に対しても、一から十まで、あら探しですよ、調査は。こういいところがあるとか、こういう悪いところがあるとか、こういう悪いところがあるとかいうのは、これは教育的に調査していいのですが、今度は非行少年の犯罪予測のためにやつてあるのであります。されば、まかり間違ふと、先生が、どういう悪い点があるだらう、こういふことは何へんついたのだろうといふように考えております。

○説明員(高田なほ子君)

ちょっと念のため

に、これは関係がないかもしれません

が、念のために伺つておくことです

が、最近岡山県の教育委員会は、少年

犯罪を予防する措置として、犯罪予測

のデータとしてこれはやつてあるので

はないかと思われるのですが、岡山全

県下の小中学校のその三分の一を抽出

して、その全児童について調査してい

るわけです。うそを何回言つたとか、

親にたてついたのが何回つたとか、

それから非行者が同居しているか、家

庭にて親がどういうふうにしている

かといふように、何か犯罪予測の調査

みたいなものをやつておるのですが、

こんなものは、法務省あたりと何らか

研究してやられたようなことなんですかね。ずいぶんこれはおもしろいこと

をやつしていると思って、注視している

のですが、御存じですか。

○説明員(北村暢君)

今、この総合刑事政策の立場

からのお伺いしておきたいのは、これは非常にけつこうなことだよ思ふ。今までな

いのはこれはおかしいので、この法務省の予算全体を見てみますと、

ほとんどが人件費、旅費、これがもう

大部分を占めておるわけですね。しか

も、それを見ますと、全部、人

員が不足だ不足だということで要求し

ているわけです。従つて、私どもは、ど

うも犯罪がたくさんふえることを獎励

するようなことは、これはもう承服で

きないので、そういう意味から

も、犯罪の性格なり何なりといふもの

を究明して、犯罪予防をやつしていく。

こういうことに力を入れていて、犯

罪といふものが少くなつてく、こう

いうことは非常に望ましいことだと思いますが、それに対して、今までこういう研究所がなかつたといふの

が、どうも私ども見てびっくりするく

らいなんですが、この要求は、一体今

の予算折衝の中で、これはどうなん

でこういう研究所がなかつたといふの

が、どうも私ども見てびっくりするく

